

岩手県告示第122号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成22年2月12日から同年3月5日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び大船渡地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成22年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 陸前高田市高田町字館の沖110番地
- (2) 名称 陸前高田市

2 埋立区域

- (1) 位置 陸前高田市小友町字両替94番13、94番14、102番、103番及び140番地先水面
- (2) 区域 両替漁港(両替地区)道路敷に公共測量によって設置した基準点(基-H4-1、真ちゅう<sup>びょう</sup>鋸)を基点とし、基点から119度21分 97.00メートルの点を1点とし、1点から308度06分 80.30メートルの点を2点とし、2点から34度28分 4.80メートルの点を3点とし、3点から37度01分 11.30メートルの点を4点とし、4点から308度12分 12.10メートルの点を5点とし、5点から37度22分 1.30メートルの点を6点とし、6点から128度12分 13.30メートルの点を7点とし、7点から217度19分 12.20メートルの点を8点とし、8点から128度06分 79.50メートルの点を9点とし、1から9まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 449.07平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置  
ア 2(1)と同じ。  
イ 埋立地に築造する工作物から15メートル以内の海面
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 2,055.19平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して30日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成23年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び大船渡地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。